



平成 21 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社コー・エス・エス
代表者名 代表取締役社長 安藤之弘
(コード番号 4732 東証・名証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 山中雅文
統括本部長
(TEL. 052 - 689 - 1129)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の当社第 29 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります(変更案附則第1条および第2条)。
- (3) 現行定款 32 条において定める補欠監査役の選任に係る決議の効力について、監査役の任期に対応させるべく、現行の 3 年を 4 年とする旨変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 第 1 条 ~ 第 6 条 (条文省略) | 第 1 条 ~ 第 6 条 (現行どおり) |
| (株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 | (削除) |
| (自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 | (自己の株式の取得) 第 7 条 (条文省略) |
| (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、10 株とする。 2 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 | (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、10 株とする。 (削除) |

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> | <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> |
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) 新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> |
| <p>第12条 ~ 第31条 (条文省略)</p> | <p>第11条 ~ 第30条 (現行どおり)</p> |
| <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第32条 当社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任方法は第30条第 2 項を準用する。</p> <p>3 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> | <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第31条 当社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任方法は第29条第 2 項を準用する。</p> <p>3 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |
| <p>第33条 ~ 第42条 (条文省略)</p> | <p>第32条 ~ 第41条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 24 日

以上